マイナ保険証での受診について

医療機関等の受診は原則マイナ保険証をご利用いただくことになりますが、そのためには、
健保組合での登録が必要になります。（マイナンバーカード作成・マイナ保険証利用登録はご自身で行ってください。）
マイナ保険証が使えるようになるまでの流れについては、下記を参照してください。

① マイナ保険証で受診するためには、健保での登録が必要です。

健保組合が資格情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民票住所）及びマイナンバーを登録することで、
医療機関等が患者の医療情報や加入先の健保組合が確認できるようになります。

健保組合

健保組合　　オンライン資格確認等システム※　　医療機関・薬局　　マイナ保険証

※オンライン資格確認等システムは、「医療機関等で患者がどの健康保険に加入しているかをオンライン上で確認」できるシステムです。

【重要】： マイナ保険証が使えるようになるまでには

資格情報とマイナンバーが正しく登録された場合、最短3営業日後からマイナ保険証で受診することができます。

マイナ保険証お持ちでない方には保険証に代わる「資格確認書」という紙の証書を自動的に交付します。（健保組合に届出後、お手元に届くまでには2週間程度時間がかかります。）

② ご自身の資格情報は、マイナポータルで確認できます。

マイナポータル※ にアクセスして、医療保険の資格情報画面に富士フイルムグループ健保組合の資格情報が登録されていれば、マイナ保険証で受診する準備は完了です。

（健保WEBシステム KOSOMO Webで交付される「資格情報のお知らせ」でも確認できます。
ただし、新規に富士フイルムグループ健康保険組合に加入された方はKOSOMO WebのID・パスワードの発行に時間がかかります。）

上記QRコードまたはweb、アプリからログインすることができます。

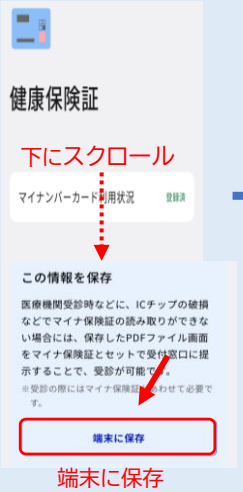

端末に保存

【医療保険の資格情報画面】

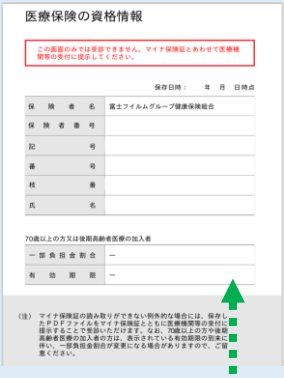

富士フイルムグループ健康保険組合の資格情報が表示されます

※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。

富士フイルムグループ健康保険組合